

公益財団法人 ジョン万次郎ホイトフィールド記念国際草の根交流センター  
賛助会員規程

(目的)

第 1 条 この規程は、公益財団法人ジョン万次郎ホイトフィールド記念国際草の根交流センター（以下「本法人」という。）の賛助会員に関し、必要な事項を定める。

(会員の種別)

第 2 条 本法人の賛助会員は、本法人の目的に賛同して入会した法人、団体及び個人とする。

(入会手続き)

第 3 条 賛助会員になろうとする者は、所定の入会申込書を提出し、理事長の承認を得なければならない。

(会費の納入)

第 4 条 賛助会員は、本法人の目的に賛同してその事業の遂行を援助するために、次の会費を納入しなければならない。

- (1) 法人及び団体賛助会員 年額 一口 50,000 円
- (2) 個人 年額 一口 3,000 円

第 5 条 会費の納入は年一回とし、各年度末までに納入しなければならない。

(会費の用途)

第 6 条 第 4 条に規定した会費は、毎事業年度における合計額の 20%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

(会員の特典)

第 7 条 会員は、本法人の実施事業について次の便益を受けることができる。

- (1) 本法人が発行する機関誌の入手
- (2) その他、本法人が行う事業に関する情報の入手

(会員資格の喪失)

第 8 条 賛助会員は、次の事由によって資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき
- (3) 死亡、若しくは失踪宣告を受けたとき

- (4) 賛助会員である法人若しくは団体が解散したとき
- (5) 会費を一年以上納付しないとき
- (6) 除名されたとき

(除名)

第9条 賛助会員が次の各号の一に該当するときは、理事会の決議により理事長が除名することができる。ただし、その賛助会員が希望する時は、理事会で弁明する機会をあたえなければならない。

- (1) 本法人の名誉を傷つけ、又は本法人の目的に違反する行為があったとき
- (2) 公序良俗に反する行為があった時

(入退会の報告)

第10条 理事長は賛助会員の入退会について、理事会において報告する。

(会費及び抛出金品の不返還)

第11条 賛助会員が既に納入した賛助会費その他の抛出金品は、これを返還しない。

(委任規程)

第12条 この規程に定めるもののほか、賛助会員について必要な事項は、理事会の決議を経て理事長が定める。

(改正)

第13条 この規程の改正は、理事会の決議により行うものとする。

附則

1. この規程は、公益財団法人ジョン万次郎ホイトフィールド記念国際草の根交流センターの設立の登記の日から施行する。
2. この規程の施行にともない、(旧)財団法人ジョン万次郎ホイトフィールド記念国際草の根交流センターの「賛助会員会費規則」は廃止する。